

日本におけるティーンコート導入の是非

笹尾 真琴

1. はじめに
2. ティーンコートの概要
3. ティーンコートの実用性
4. 日本での導入方法
5. おわりに

1. はじめに

「少年法」は、その存在意義について多くの議論がされている。少年の凶悪事件というのは、その内容が大々的に報道されることが多い。そのため、世論では凶悪事件を起こした者は少年に限らず、厳しく処罰されるべきであるということから、「少年法」は廃止または改正するべきだと議論されている。だが、少年には可塑性があり更生の余地があるとされているため、「少年法」は必要である。このことから、様々な議論がされる少年法に革新的な制度が加えていくことも必要だと考えている。ここでは、新たな制度としてアメリカで導入されている「ティーンコート」を日本で導入していくことについて検討していく。

2. ティーンコートの概要

まず、ティーンコートの概要について説明する。

ティーンコートとは、アメリカのテキサス州で1983年に初めて行われたとされる制度で、少年犯罪の比較的軽微な非行に対して、少年の承諾がある場合、同年代の少年たちが検察官、陪審員を務め、その処遇を決定するという取り組みである。このティーンコートは、少年の再犯率を著しく低下させたという点から、アメリカ国内外で脚光を浴び、日本でも注目されている。

ティーンコートの対象となる少年は10歳から16歳で、少年が非行の事実を認めていること、また少年及びその保護者がティーンコートに同意している場合に実施される。対象となる犯罪は、窃盗やマリファナの使用といったB級軽罪、そして罰金程度の犯罪であるC級軽罪である。殺人や強盗、現住建造物等放火罪といった重大な事件は、ティーンコートの対象から除外されている。

ティーンコートの参加者には、退職した裁判官や弁護士などがあり、そのような人たちがボランティアで裁判官を行う。そして、検察官、弁護人、廷吏、書記官、陪審員の役割を非行を行った少年と同年代の少年たちが務める。以下、これらの者を仲間陪審とする。仲間陪審は、6名から10名で構成され、その中には教育処分の一環として陪審義務を課された少年も含まれている。

次に、実際のティーンコートの実施方法について説明する。

まず、事前手続としてコーディネーターによる非行少年と両親との面談が行われ、その後、非行少年と担当弁護士の少年とで打ち合わせを行う。これを経て、実際にティーンコートが開廷される。最初に、弁護人の少年、そして検察官の少年による非行少年に対する質疑が行われる。その後、証人尋問、非行少年の意見陳述といったように進められ、最後に弁護人、検察官が最終弁論を行う。

閉廷すると仲間陪審による評議が行われ、仲間陪審の少年たちは別室で評議を行う。その際、裁判官は評議には参加しない。そして、評議が終了すると陪審長である少年から非行少年に対して、処分の言い渡しが行われる。

その後、事後手続として非行少年が言い渡された処分の履行を行うが、仮に非行少年が処分の履行を行わなかった場合、コーディネーターから検察官にその旨が伝えられたのちに、少年裁判所へと事件が送致され、通常の裁判が行われることとなる。

上で述べたように、仲間陪審の少年たちの評議によって処分が決まるが、この仲間陪審たちが具体的にどのような処分を言い渡すことができるのかというと、まず、社会奉仕活動、そしてこのティーンコートの陪審員義務、また薬物乱用防止セミナーへの参加や口頭または書面で被害者に謝罪をすることなどの処分を言い渡すことができる。

3. ティーンコートの実用性

ここからは、ティーンコートの有効性について検討していく。

ここでは、アメリカテキサス州のアーリントンティーンコート、ケンタッキー州のティーンコート、ノースカロライナ州のカンバーランドティーンコート、そしてインディアナ州のサウスサイド青少年議会ティーンコートの4つについての調査の結果をもとに、ティーンコートを実施することは有効なのか検討する。

まずテキサスのティーンコートでは再非行率の調査において、ティーンコート参加者の75%が再非行を行わなかったのに対して、非参加者では64%が再非行を行わなかったという数値が得られ、ティーンコートの有効性が統計上証明された。

また、テキサス州アーリントン及びインディアナ州インディアナポリスの各プログラムでは、比較的年長の少年、テキサスでは16歳、インディアナでは14歳から18歳に対して成功率が高いことが報告された。この結果についてインディアナ州の研究者は、年少少年はまだティーンコートに参加して学ぶほどの道徳的観念が発達していないのではないかとしている。

対照的に、カンバーランド郡のプログラムでは、年長少年ほど再非行率が高いという調査

結果が認定された。そしてまた、非行の類型と再非行率の関係性についても調査結果が示され、非財産型非行及び非暴力型非行、具体的には道路交通、武器の所持、軽微な薬物、アルコール、公衆の場での迷惑行為、火遊びなどに関する非行の場合は再非行率が高いと認定された。ここでは年長少年がこれらの犯罪類型を行う傾向はあるので、年齢よりも犯罪類型と再非行率の関係が問題視された。

そのほかにも、ケンタッキー州に関する調査からは、ティーンコートに参加した少年は、権威に対してより好ましい態度で臨むようになりつつあることが認定された。

これらの研究結果から考えられることは、ティーンコートがさらなる犯罪行為を抑止する可能性を、特に年長少年において有しているということである。

4. 日本での導入方法

次に、日本におけるティーンコート導入の是非、そして実現性だが、私個人の考えでは、アメリカでの様々な調査の結果や制度に多くの利点があるということから、日本でも導入するべきだと考えている。

だが、実際に導入できるかと言われば、すぐにはできないというのが現状である。そこには、司法上や財政上など、多くの課題があるが、私はより根本的なところに課題があるとを考えた。それは、「少年が少年に対して正確に適切な審判をできるのか」ということである。このティーンコートで言い渡される処分は社会奉仕活動など非行少年にとって負担の多すぎるものではないかもしれないが、一人の人の人生に関わる判断をまだ10代の少年たちの意見だけで決めるのは、少し疑問が残るのではないかと感じた。そのため、この課題を解消できるかもしれない方策を二つ考えた。

まず一つ目は、弁護人や検察官など審判に関わる少年は、私たちのように法律を専門的に学修している者に限定するという案である。これを取り入れることで、評議で決めた処分の信頼性と正確性が高まるのではないかと考えた。

そして二つ目は、評議の場に、このティーンコートに裁判官という立場で参加している退職した裁判官や弁護士を同席させるという案である。現在アメリカで実際に行われているティーンコートでは、評議の場には仲間陪審の少年たちしかいない。これを法律の専門家たちが立ち会うことで、評議の信ぴょう性が上がると考えた。

5. おわりに

実際に、今の日本の少年司法制度の中にティーンコートを導入するためには、法整備や財政上の問題など様々な検討が必要なのが現状である。また、「少年が少年を裁く」という面

において世論の反対の声などもあるかもしれない。

私が考えた課題以外にも課題は山ほどあるが、これらを取り入れることで日本でのティーンコート導入が一歩近づくのではないだろうか。

【参考文献】

- ・山口直也「ティーンコート 少年が少年を立ち直らせる」(現代人文社、1999年)